

水泳及び水泳競技に使用される用器具類やシステム等の公認・推薦規程

第1条（目的）

公益財団法人日本水泳連盟、定款第2章第3条の目的を達成するために、水泳及び水泳競技に使用される用器具類やシステム等が、水泳及び水泳競技の普及並びに競技力向上に十分信頼できるものであると認められた場合、その商品についての公認・推薦を行うため、本規程を定める。

第2条（公認及び推薦の対象となる用器具類やシステム等）

公認及び推薦の対象となるものは、本連盟及び本連盟加盟団体が主催する公式競技会並びに本連盟及び本連盟加盟団体により公認された公認競技会等に使用するもの、または水泳及び水泳競技の普及・発展に欠かすことのできない用器具類やシステム等と判断されたものに限る。

2.水泳及び水泳競技に使用される用器具類やシステム等のうち、大会記録等に直接影響を及ぼすと判断されるものを公認商品とし、それ以外のものを推薦商品とする。

第3条（公認及び推薦商品の認可申請）

公認及び推薦商品の認可を受けようとするものは、下記に定める書類を添え本連盟の定める認可申請書を提出しなければならない。

- (1) 経歴書（沿革・資本金等）
- (2) 営業概要（組織・機構等）
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 決算書（直近2期分）
- (5) 当該商品の詳細を説明できるもの（見本、カタログ、設計図、仕様書及び主要パンフレット等）
- (6) 当該商品の性能検査証明書等

第4条（公認・推薦商品の審査・決定及び表示行為）

前条の申請があった場合は、本連盟施設用具委員会が前条（4）及び（5）の資料に基づき商品の性能等を確認あるいは検証したうえ、理事会の承認を得なければならない。

なお、公認・推薦として決定した商品には、本連盟所定の公認・推薦証を交付するとともに、公認・推薦商品であることを表示する行為を認める。

第5条（公認・推薦料）

公認・推薦の認可を受けたものは、別に締結する契約書及び覚書に基づき納入期日までに公認・推薦料を本連盟に納入しなければならない。

第6条（有効期限及び取り消し）

公認・推薦を受けた商品の有効期限は認可の日から原則として1年間とする。尚、公認・推薦を受けた商品の仕様に変更なき場合は、同一条件で一年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

2.公認・推薦を受けた商品が、許可申請者の都合により商品の設計や仕様に変更が生じた場合は、その都度本連盟に遅滞なく報告するものとする。

3.公認・推薦を受けた商品が本連盟の公認・推薦商品として信頼できなくなったとき及び目的に反する行為又は悪用したことが判断したときは、許可申請者にその旨の通知をし、公認・推薦を取り消すものとする。

第7条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、平成27年6月13日より施行する。

2 本規程は、平成28年2月27日より一部改訂施行する。